

群馬大学未来先端研究機構規則

平成31. 4. 1 制 定
改正 令和 3. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第7条の2第2項の規定に基づき、群馬大学未来先端研究機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 機構は、群馬大学（以下「本学」という。）が強みとする先端研究分野の研究を推進するため、国内外の研究者を招へいた拠点を構築し、世界最先端の学術研究の推進、共同研究の実施及び若手研究者の育成を行い、本学における国際的な研究基盤を強化するため、必要な業務を行う。

(機構長)

第3条 機構に、機構全体を統括するため、機構長を置く。

2 機構長は、理事（研究・企画担当）をもって充てる。

(運営委員会)

第4条 機構に、機構の円滑な運営を図るため、群馬大学未来先端研究機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、研究体制の整備その他機構の運営に関し必要な事項を審議する。

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 理事（教育・評価担当）

(3) 第8条第1号に規定する各研究部門長

(4) 先端的な研究に関し高い識見を有する者 若干人

(5) その他機構長が必要と認めた者 若干人

4 委員長は、機構長をもって充てる。

5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

7 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことが出来ない。

8 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 議長が必要と認めたときは、第3項各号以外の者を運営委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(任 期)

第5条 前条第3項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

(国際アドバイザーボード)

第6条 機構長の諮問機関として、群馬大学未来先端研究機構国際アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置く。

2 アドバイザーボードに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(研究体制)

第7条 機構に先端研究分野の研究を行うため、研究部門を置く。

2 研究部門は、原則として6年間を目途とし、最終評価を行い、その結果をもって存続の可否を審査する。

3 研究部門は、4年目に中間評価を行い、評価結果をその後の活動に反映する。

- 4 研究部門は、随時追加する。
- 5 第2項及び第3項に定める評価並びに第4項に定める研究部門の追加選定を行うため、未来先端研究機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 6 評価委員会については、別に定める。
- 7 研究部門の追加及び廃止は、評価委員会の結果を基に運営委員会の議を経て学長が決定する。
（研究部門実施体制）

第8条 各研究部門は、次の者をもって組織する。

- (1) 研究部門長
- (2) 機構の主担当を命ぜられた教員
- (3) リサーチ・アドミニストレーター
- (4) その他機構長が必要と認めた教職員
（センター等）

第9条 機構に各研究部門及び各学部等と連携して研究を推進するため、センター等を置くことができる。

- 2 センター等については別に定める。
（ブランチ）

第10条 研究部門に海外から招へいした研究者の研究室としてブランチを置くことができる。

- 2 各ブランチは、各研究部門に所属する研究者と連携して共同研究を実施する。
（事務）

第11条 機構及び研究部門の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する

（規則の改廃）

第12条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学未来先端研究機構設置要項（平成26年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。